

改正案	現行
<p>（合併の認可の申請等）</p> <p>第十一条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 総会又は総代会の議事録（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第 号）第三十八条第一項の規定により、法第五十八条第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、理事会の議事録）</p> <p>三、四（略）</p> <p>五 法第五十八条第五項において準用する法第五十一条第二項の規定による公告及び催告（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十四条の規定により読み替えて適用される法第五十一条第二項の規定により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載した場合における金庫にあつては、これらの公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面</p>	<p>（合併の認可の申請等）</p> <p>第十一条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。</p> <p>一（同上）</p> <p>二 総会の議事録</p> <p>三、四（同上）</p> <p>五 法第五十八条第五項において準用する法第五十一条第二項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類</p>

六〇十一 (略)

十二 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第三十八條第一項の規定により、法第五十八條第一項の総会の議決を経ないで合併を行う場合における合併後存続する金庫にあつては、合併後存続する金庫及び合併により消滅する金庫の合併契約書の作成の日における総会員数の数を証する書面及び同法第三十八條第五項の規定により反対の意思を通知した会員があるときは、その会員の数を証する書面

十三 (略)

2 (略)

(事業の譲渡の認可の申請等)

第十二条 (略)

2 金庫が、法第五十八條第三項の規定による事業の全部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に前項各号(第七号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一(一) (略)

三 銀行法第三十四條第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八條の規定により読み替えて適用される銀行法第三十四條第一項の規定)により、公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告

六〇十一 (同上)

(新設)

十二 (同上)

2 (同上)

(事業の譲渡の認可の申請等)

第十二条 (同上)

2 金庫が、法第五十八條第三項の規定による事業の全部の譲渡の認可を受けようとするときは、認可申請書に前項各号(第七号を除く。)に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一(一) (同上)

三 銀行法第三十四條第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

(を)したと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面

3 (略)

(営業等の譲受けの認可の申請等)

第十三条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (略)

二 総会又は総代会の議事録(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第四十七条第一項の規定により、法第五十八条第二項の総会の議決を経ないで営業又は事業の譲受けを行う場合における金庫にあつては、理事会の議事録、最終の貸借対照表及び同法第四十七条第三項の規定により反対の意思を通知した会員があるときはその会員の数を証する書面)

三 (略)

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第五十八条の規定により読み替えて適用する銀行法第三十四条第一項の規定により、公告を官報ほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に

四 (同上)

3 (同上)

(営業等の譲受けの認可の申請等)

第十三条 金庫は、法第五十八条第三項の規定による営業又は事業の譲受けの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 (同上)

二 総会の議事録

三 (同上)

四 銀行法第三十四条第一項の規定による公告及び催告又は同法第三十五条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

掲載してした場合における金庫にあつては、これらの公告(を)をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を提供し、若しくは信託したこと又は合併をしてもその者を害するおそれがないことを証する書面又は同法第三十五条第一項の規定による公告及び催告の状況を記載した書類

五〇八 (略)
2 (略)

五〇八 (同上)

2 (同上)